

下総第1300号
平成28年8月29日

下関市監査委員 河原明彦様
同 川原徳也様
同 木本暢一様
同 浦岡昌博様

下関市長 中尾友昭

定期監査の結果に関する報告に係る措置報告について

平成28年6月15日付け監査報告第12号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき報告します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

豊浦総合支所 農林水産課
建設課

豊浦総合支所農林水産課について

① 業務委託に係る契約事務において、業務を再委託する場合は、受託者は、あらかじめ書面により市の承認を得て行うと契約書に定めていたが、この手続きを経ることなく業務の一部を再委託しているものが見受けられた。契約書に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【指摘事項】①

平成 28 年度業務の再委託においては書面による承認を行いました。今後は、業務を再委託する場合は、あらかじめ書面により市の承認を得るよう受託者を指導し適正な事務処理を行います。

豊浦総合支所建設課について

① 業務委託に係る契約事務において、必要以外の業務を含む仕様書の作成及び、当該仕様書に基づかない予定価格の決定がなされているものが見受けられた。また、当該仕様書記載業務の一部が不履行であったにもかかわらず、契約金額の全額が支払われているものが見受けられた。下関市契約規則（以下「契約規則」という。）では、予定価格は、仕様書、設計書等によって予定され、契約完了検査は、仕様書、設計書等に基づき、履行内容について検査するものとされている。契約事務の執行にあたっては、業務内容に即した仕様書の作成など、契約規則に基づき、適正に行われたい。

【指摘事項】①

本件契約について、本来業務に即した内容に契約を変更しました。今後は、下関市契約規則に基づき適正な契約事務の処理を行います。